

第23 弁済

1 弁済の意義（新設）

第473条

債務者が債権者に対して債務の弁済をしたときは、その債権は、消滅する。

弁済によって債務が消滅することは当然のことであるが、改正前民法では規定がなく、第三者の弁済について規定することから始まっていた。

相殺や更改等、その他の債務消滅原因については規定しているのに対して、弁済について規定していないのは、バランスを欠くことから、当然のことであるが、これを規定することとした。

2 第三者の弁済（変更）

民法第474条

- (1) 債務の弁済は、第三者もすることができる。
- (2) 弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができない。ただし、債務者の意思に反することを債権者が知らなかったときは、この限りでない。
- (3) 前項に規定する第三者は、債権者の意思に反して弁済をすることができない。ただし、その第三者が債務者の委託を受けて弁済をする場合において、そのことを債権者が知っていたときは、この限りでない。
- (4) 前三項の規定は、その債務の性質が第三者の弁済を許さないとき、又は当事者が第三者の弁済を禁止し、若しくは制限する旨の意思表示をしたときは、適用しない。

(改正前民法474条)

- 1 債務の弁済は、第三者もすることができる。ただし、その債務の性質がこれを許さないとき、又は当事者が反対の意思を表示したときは、この限りでない。
- 2 利害関係を有しない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができない。

第1項は、第三者も弁済することができる原則を明らかにしたものである。

第2項は、弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者による弁済の効力を規定するものである。「弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者が、債務者の意思に反して弁済しようとし、債権者が弁済につき債務者の意思に反することを知っていたにも関わらずこれを受領した」場合にのみ、弁済は無効となる。

それ以外の場合には弁済は有効になる。

第3項は、弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者による弁済を債権者が受領拒絶できる（弁済として無効である）ことを規定するものである。

第4項は、当然のことではあるが、その債務の性質が第三者の弁済を許さないとき、または当事者が第三者の弁済を禁止し、若しくは制限する旨の意思表示をしたときは、第三者からの弁済の効力を否定するものである。

3 弁済として引き渡した物の取戻し（廃止）

改正前民法第476条を削除するものとする。

(改正前民法476条)

譲渡につき行為能力の制限を受けた所有者が弁済として物の引渡しをした場合において、その弁済を取り消したときは、その所有者は、更に有効な弁済をしなければ、その物を取り戻すことができない。

弁済を法律行為ではなく、かつ弁済につき行為能力の制限を理由に取り消すことができないと解する立場からは、改正前民法476条の規定は、制限行為能力者が代物弁済契約をした場合にのみ適用される。

今回の改正で、代物弁済契約が諾成契約とされることになれば、代物弁済契約を取消しても弁済を取り消すことにならないことから、本条の適用される場面は存在しないこととなる。

そこで、本条は廃止されることになった。

4 債務の履行の相手方（変更）

(1) 受領権限のない者に対する弁済の効力(民法第 478 条関係)

民法第 478 条

受領権者（債権者及び法令の規定又は当事者の意思表示によって弁済を受領する権限を付与された第三者をいう。以下同じ。）以外の者であって取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有するものに対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。

(2) 民法第 480 条を削除する。

(改正前民法 478 条)

債権の準占有者に対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。

(改正前民法 480 条)

受取証書の持参人は、弁済を受領する権限があるものとみなす。ただし、弁済をした者がその権限がないことを知っていたとき、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(1) 債権者 弁済の相手方として当然であり、債務消滅原因でもある。

(2) 債権者が弁済を受領する権限を付与した第三者

債権者が弁済を受領する権限を与えた第三者が、弁済の受領権限を有することは当然のことである。特にかような場合を「代理受領」と呼ばれている。

(3) 法令の規定により弁済を受領する権限を付与された第三者

破産者が債権者であるところの破産管財人、債務者が債権者であるところの代位債権者が、それぞれ該当する者の例である。

(4) 取引上の社会通念に照らして受領権者と認められる外観を有する者

債権の準占有者に代わる文言として、「取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有するもの」と規定されている。債権者の準占有者としてどのようなものが該当するかは、これまで多くの判例の集積があり（表見相続人、無効な債権譲渡の譲受人、偽造された債権証書の所持人、詐称代理人、預金通帳と届出印の所持人等）、これを踏まえた規定である。

5 代物弁済（変更）

民法第 482 条

弁済をすることができる者（以下「弁済者」という。）が、債権者との間で、債務者の負担した給付に代えて他の給付をすることにより債務を消滅させる旨の契約をした場合において、その弁済者が当該他の給付をしたときは、その給付は、弁済と同一の効力を有する。

(改正前民法 482 条)

債務者が、債権者の承諾を得て、その負担した給付に代えて他の給付をしたときは、その給付は、弁済と同一の効力を有する。

本条は、債務者が、債権者との間で、その負担した給付に代えて他の給付をすることにより債務を消滅させる旨の契約をした場合、即ち代物弁済契約が締結された場合、諾成契約として有効であることを意味するものである。

そして、当該給付がなされたときに、債務が消滅することを明示するものである。

6 弁済の方法（変更）

特定物の現状による引渡し(民法第 483 条関係)

民法第 483 条

債権の目的が特定物の引渡しである場合において、契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らしてその引渡しをすべき時の品質を定めることができないときは、弁済をする者は、その引渡しをすべき時の現状でその物を引き渡さなければならない。

弁済の時間

民法第 484 条

(1) 弁済をすべき場所について別段の意思表示がないときは、特定物の引渡しは債権発生の際にその物が存在した場所において、その他の弁済は債権者の現在の住所において、それぞれしなければならない。

(2) 法令又は慣習により取引時間の定めがあるときは、その取引時間内に限り、弁済をし、又は弁済の請求をすることができる。

受取証書の交付請求(民法第 486 条関係)

民法第 486 条

弁済をする者は、弁済と引換えに、弁済を受領する者に対して受取証書の交付を請求することができる。

(改正前民法 483 条)

債権の目的が特定物の引渡しであるときは、弁済をする者は、その引渡しをすべき時の現状でその物を引き渡さなければならない。

(改正前民法 484 条)

弁済をすべき場所について別段の意思表示がないときは、特定物の引渡しは債権発生の際にその物が存在した場所において、その他の弁済は債権者の現在の住所において、それぞれしなければならない。

(改正前民法 485 条)

弁済の費用について別段の意思表示がないときは、その費用は、債務者の負担とする。ただし、債権者が住所の移転その他の行為によって弁済の費用を増加させたときは、その増加額は、債権者の負担とする。

(商法 520 条)

法令又は慣習により商人の取引時間の定めがあるときは、その取引時間内に限り、債務の履行をし、又はその履行の請求をすることができる。

(改正前民法 486 条)

弁済をした者は、弁済を受領した者に対して受取証書の交付を請求することができる。

第 483 条は、改正前民法 483 条を、法定債権をも含めたデフォルトルールとして再規定したものである。

第 484 条第 2 項は、商法 520 条を民法に取り入れるものである。

第 486 条は、改正前民法 486 条を改めたものである。改正前 486 条の規定振りから、受取証書の交付に対して弁済が先履行であるように読めることから、両者が同時履行の関係に立つことを明文化するものである。

(4) 預貯金口座への振込みによる弁済 (新設)

民法第 477 条

債権者の預金又は貯金の口座に対する払込みによってする弁済は、債権者がその預金又は貯金に係る債権の債務者に対してその払込みに係る金額の払戻しを請求する権利を取得した時に、その効力を生ずる。

今回の改正では、債権者が預貯金に係る債権の債務者（預貯金先の金融機関）に対して払い戻しを請求する権利を取得した時点とすることとされた。

また、債権者（受取人）が金融機関に対する払い戻し請求権を取得することが、弁済としての効力の発生要件であることから、債務者（弁済者）の過誤による場合、あ

るいは仕向金融機関の過誤による場合、いずれの場合においても、受取人名義の預貯金の口座に振込手続がなされなかった場合には、弁済の効果は発生しない。

7 弁済の充当（変更）

民法第489条

(1)債務者が一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合(債務者が数個の債務を負担する場合にあっては、同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担するときに限る。)において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、これを順次に費用、利息及び元本に充当しなければならない。

(2)前条の規定は、前項の場合において、費用、利息又は元本のいずれかの全てを消滅させるのに足りない給付をしたときについて準用する。

民法第490条

前二条の規定にかかわらず、弁済をする者と弁済を受領する者との間に弁済の充当の順序に関する合意があるときは、その順序に従い、その弁済を充当する。

(改正前民法488条)

1 債務者が同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担する場合において、弁済として提供した給付がすべての債務を消滅させるのに足りないときは、弁済をする者は、給付の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。

2 弁済をする者が前項の規定による指定をしないときは、弁済を受領する者は、その受領の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。ただし、弁済をする者がその充当に対して直ちに異議を述べたときは、この限りでない。

3 前2項の場合における弁済の充当の指定は、相手方に対する意思表示によってする。

(改正前民法489条)

弁済をする者及び弁済を受領する者がいずれも前条の規定による弁済の充当の指定をしないときは、次の各号の定めるところに従い、その弁済を充当する。

一 債務の中に弁済期にあるものと弁済期にないものとがあるときは、弁済期にあるものに先に充当する。

二 すべての債務が弁済期にあるとき、又は弁済期にないときは、債務者のために弁済の利益が多いものに先に充当する。

三 債務者のために弁済の利益が相等しいときは、弁済期が先に到来したもの又は先に到来すべきものに先に充当する。

四 前二号に掲げる事項が相等しい債務の弁済は、各債務の額に応じて充当する。

(改正前民法490条)

一個の債務の弁済として数個の給付をすべき場合において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、前2条の規定を準用する。

(改正前民法491条)

1 債務者が一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、これを順次に費用、利息及び元本に充当しなければならない。

2 第489条の規定は、前項の場合について準用する。

第489条は、債務者が一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合(債務者が数個の債務を負担する場合にあっては、同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担するときに限る。)において改正前488条及び同489条の適用に先立ち、改正前民法491条を適用することを明らかにしたものであり、判例を踏まえた規定となっている。

費用は、債務者が負担すべきものを債権者が立て替えているのであるから、真っ先に弁済されるべきものであり、また利息よりも元本に充当して利息の発生を止めるのは元本を交付した債権者の通常の期待に反する。そこで、当事者による充当の指定を認めずに、費用、利息、元本の順番に充当したうえで、いずれかの全部を消滅させるに足りない時にはじめて、改正民法第488条(改正前488条及び同489条)が

適用されることとしたものである。

第490条は、弁済の充当に関する当事者間の合意がある場合には、その合意に従って充当されることを明らかにするものである。そのため、かかる合意があるときは、民法488条、同489条の適用は排除され、合意に従った充当がなされることとなる。

8 弁済の提供（変更）

民法第492条

債務者は、弁済の提供の時から、債務の履行をしないことによって生ずべき責任を免れる。

（改正前民法492条）

債務者は、弁済の提供の時から、債務の不履行によって生ずべき一切の責任を免れる。

今回の改正は、改正前民法492条と文言的にあまり変わりがないところ、債務者の債務不履行責任の不発生こそが弁済の提供の効果であることを明示した点に意味がある。

9 弁済の目的物の供託（変更）

民法第494条

(1)弁済者は、次に掲げる場合には、債権者のために弁済の目的物を供託することができる。この場合においては、弁済者が供託をした時に、その債権は、消滅する。

1 弁済の提供をした場合において、債権者がその受領を拒んだとき。

2 債権者が弁済を受領することができないとき。

(2)弁済者が債権者を確認することができないときも、前項と同様とする。ただし、弁済者に過失があるときは、この限りでない。

民法第497条

弁済者は、次に掲げる場合には、裁判所の許可を得て、弁済の目的物を競売に付し、その代金を供託することができる。

1 その物が供託に適しないとき。

2 その物について滅失、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがあるとき。

3 その物の保存について過分の費用を要するとき。

4 前三号に掲げる場合のほか、その物を供託することが困難な事情があるとき。

民法第498条

(1)弁済の目的物又は前条の代金が供託された場合には、債権者は、供託物の還付を請求することができる。

(2)債務者が債権者の給付に対して弁済をすべき場合には、債権者は、その給付をしなければ、供託物を受け取ることができない。（改正前民法第498条と同文）

（改正前民法494条）

債権者が弁済の受領を拒み、又はこれを受領することができないときは、弁済をすることができる者（以下この目において「弁済者」という。）は、債権者のために弁済の目的物を供託してその債務を免れることができる。弁済者が過失なく債権者を確認することができないときも、同様とする。

（改正前民法497条）

弁済の目的物が供託に適しないとき、又はその物について滅失若しくは損傷のおそれがあるときは、弁済者は、裁判所の許可を得て、これを競売に付し、その代金を供託することができる。その物の保存について過分の費用を要するときも、同様とする。

（改正前民法498条）

債務者が債権者の給付に対して弁済をすべき場合には、債権者は、その給付をしなければ、供託

物を受け取ることができない。

債権者の受領拒絶を原因とする供託をする場合には、債務者が弁済の提供をなすべきことが規定された。

また、物品供託にかわってすべき物品の競売換価の要件につき、当該目的物を供託することが困難な事情があれば、これをなしうるものとして、要件拡大を図った。これにより、物質的な滅失・毀損のみならず、価格の下落や、物品供託をするための供託所が近隣にない場合なども含まれる。

10 弁済による代位

(1) 任意代位及び法定代位（変更）

民法第 499 条

債務者のために弁済をした者は、債権者に代位する。

民法第 500 条

民法第 467 条の規定は、前条の場合(弁済をするについて正当な利益を有する者が債権者に代位する場合を除く。)について準用する。

(改正前民法 499 条)

- 1 債務者のために弁済をした者は、その弁済と同時に債権者の承諾を得て、債権者に代位することができる。
- 2 第 467 条の規定は、前項の場合について準用する。

(改正前民法 500 条)

弁済をするについて正当な利益を有する者は、弁済によって当然に債権者に代位する。

改正前民法 499 条は、債権者の承諾を任意代位の要件としていた。しかし、弁済を受領しておきながら、代位を拒否することができるというのは、不当であるとの意見が強く、その存在意義に疑問が投げかけられている。

そこで、債権者の承諾を代位の要件からはずすこととした。

(2) 弁済による代位の効果（変更）

民法第 501 条

(1) 前二条の規定により債権者に代位した者は、債権の効力及び担保としてその債権者が有していた一切の権利を行使することができる。

(2) 前項の規定による権利の行使は、債権者に代位した者が自己の権利に基づいて債務者に対して求償をすることができる範囲内(保証人の一人が他の保証人に対して債権者に代位する場合には、自己の権利に基づいて当該他の保証人に対して求償をすることができる範囲内)に限り、することができる。

(3) 法定代位者相互間の関係（変更）

(3) 第 1 項の場合には、前項の規定によるほか、次に掲げるところによる。

1 第三取得者(債務者から担保の目的となっている財産を譲り受けた者をいう。

以下この項において同じ。)は、保証人及び物上保証人に対して債権者に代位しない。

2 第三取得者の一人は、各財産の価格に応じて、他の第三取得者に対して債権者に代位する。

3 前号の規定は、物上保証人の一人が他の物上保証人に対して債権者に代位する場合について準用する。

4 保証人と物上保証人との間においては、その数に応じて、債権者に代位する。

ただし、物上保証人が数人あるときは、保証人の負担部分を除いた残額について、

各財産の価格に応じて、債権者に代位する。(改正前民法第501条第5号と同文)
5 第三取得者から担保の目的となっている財産を譲り受けた者は、第三取得者とみなして第1号及び第2号の規定を適用し、物上保証人から担保の目的となっている財産を譲り受けた者は、物上保証人とみなして第1号、第3号及び前号の規定を適用する。

(改正前民法501条)

前2条の規定により債権者に代位した者は、自己の権利に基づいて求償をすることができる範囲内において、債権の効力及び担保としてその債権者が有していた一切の権利を行使することができる。この場合においては、次の各号の定めるところに従わなければならない。

- 一 保証人は、あらかじめ先取特権、不動産質権又は抵当権の登記にその代位を付記しなければ、その先取特権、不動産質権又は抵当権の目的である不動産の第三取得者に対して債権者に代位することができない。
- 二 第三取得者は、保証人に対して債権者に代位しない。
- 三 第三取得者の一人は、各不動産の価格に応じて、他の第三取得者に対して債権者に代位する。
- 四 物上保証人の一人は、各財産の価格に応じて、他の物上保証人に対して債権者に代位する。
- 五 保証人と物上保証人との間においては、その数に応じて、債権者に代位する。ただし、物上保証人が数人あるときは、保証人の負担部分を除いた残額について、各財産の価格に応じて、債権者に代位する。
- 六 前号の場合において、その財産が不動産であるときは、第一号の規定を準用する。

まず、債務者のために弁済した者は債権者に代位し、債権者の有する権利の一切を行使することができるが(民法501条第1項)、その範囲は弁済者が自己の権利に基づいて債務者に対して求償をすることができる範囲に留まる(同条第2項)ことが規定された。

その上で、代位者間の優劣は、第3項各号のとおりである。

なお、保証人が第三取得者に代位するために付記登記は不要となった。付記登記は、第位の要件ではなく、担保権を実行するために権利の承継を証する公文書(民事執行法181条3項)として必要となるだけである。そのため、保証人は常に無条件で第三取得者に代位できることとなる。

(4) 一部弁済による代位の要件・効果(変更)

民法第502条

(1)債権の一部について代位弁済があったときは、代位者は、債権者の同意を得て、その弁済をした価額に応じて、債権者ととともにその権利を行使することができる。

(2)前項の場合であっても、債権者は、単独でその権利を行使することができる。

(3)前二項の場合に債権者が行使する権利は、その権利の担保の目的となっている財産の売却代金その他の当該権利の行使によって得られる金銭について、代位者が行使する権利に優先する。

(4)第1項の場合において、債務の不履行による契約の解除は、債権者のみができる。この場合においては、代位者に対し、その弁済をした価額及びその利息を償還しなければならない。(改正前民法502条第2項に同じ)

(改正前民法502条)

- 1 債権の一部について代位弁済があったときは、代位者は、その弁済をした価額に応じて、債権者ととともにその権利を行使する。
- 2 前項の場合において、債務の不履行による契約の解除は、債権者のみができる。この場合においては、代位者に対し、その弁済をした価額及びその利息を償還しなければならない。

第1項は、判例を改め、代位者は債権者ととともに権利行使できるのみであり、単独で行使できないことを規定する。

そして第2項では、債権者は常に単独で権利行使できることを定める。

さらに第3項では、その権利の行使によって得られる担保の目的となっている財産の売却代金その他の金銭について、代位者が行使する権利に優先することを規定した。これにより、売却代金が、債権者の有する債権額と代位者の有する債権額の合計額に満たないときは、まず債権者の債権に対して優先して充当されることになる。

(5) 担保保存義務(変更)

民法第504条

(1) 弁済をするについて正当な利益を有する者(以下この項において「代位権者」という。)がある場合において、債権者が故意又は過失によってその担保を喪失し、又は減少させたときは、その代位権者は、代位をするに当たって担保の喪失又は減少によって償還を受けることができなくなる限度において、その責任を免れる。その代位権者が物上保証人である場合において、その代位権者から担保の目的となっている財産を譲り受けた第三者及びその特定承継人についても、同様とする。

(2) 前項の規定は、債権者が担保を喪失し、又は減少させたことについて取引上の社会通念に照らして合理的な理由があると認められるときは、適用しない。

(改正前民法504条)

第500条の規定により代位をすることができる者がある場合において、債権者が故意又は過失によってその担保を喪失し、又は減少させたときは、その代位をすることができる者は、その喪失又は減少によって償還を受けることができなくなった限度において、その責任を免れる。

第1項は、債権者に課せられている担保保存義務がとしては従前と変わりがないが、免責を受けることができる者の範囲に、債権者の担保保存義務違反の後に登場する第三取得者も含まれることを追加した。

第2項は、法定代位者の免責を生じない例外を規定するものである。銀行実務を反映させた規定である。